

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）交付要綱

（制定）令和2年5月13日付都環公地温第348号

（改正）令和3年9月14日付3都環公地温第1281号

（改正）令和4年3月23日3都環公地温第2931号

（目的）

第1条 この要綱は、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）実施要綱（令和2年3月25日付31環地次第635号。以下「実施要綱」という。）第5～3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

（助成対象者）

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4～1（1）に規定する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 次条に規定する助成対象機器を所有し、当該助成対象機器を東京都内の住宅に設置する個人又は法人（ウに該当する者を除く。以下「所有者」という。）
 - イ 次条に規定する助成対象機器を東京都内の住宅に設置する者に対し、自らが所有する当該助成対象機器を貸与する個人又は法人（以下「貸与者」という。）
 - ウ 次条に規定する助成対象機器を設置する住宅（以下「助成対象住宅」という。）のうち当該助成対象機器を設置する部分が当該助成対象住宅に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）の全員の共有に属する場合にあっては、当該助成対象住宅に係る同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人（以下「区分所有代表者」という。）
 - 二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。
 - 三 助成対象住宅のうち助成対象機器を設置する部分に他の者が所有する部分がある場合にあっては、次条に規定する助成対象機器を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としない。
- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象機器)

第4条 本助成金の交付対象となる家庭用燃料電池（以下「助成対象機器」という。）は、実施要綱第4 1 (2) に規定するものであって、次の各号に掲げる助成対象機器の種類に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金事業において助成金の交付を受けたものを除く。

一 P E F C

- ア 領収書その他その購入の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）に記載された領収日が、令和2年4月1日から令和6年9月30日まで（天災地変その他助成対象者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）のものであること。
- イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会により家庭用燃料電池システム（エネファーム）として機器登録されているものであること。
- ウ 当該助成対象機器により供給される電力を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーターその他これに類する設備を含む。）で使用するものであること。
- エ 停電時においても継続して発電することができる機能を有するものであること。

二 S O F C

- ア 領収書等に記載された領収日が、令和2年4月1日から令和7年9月30日まで（天災地変その他助成対象者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）のものであること。
- イ 前号イからエまでに掲げる要件を満たすこと。

(助成対象事業)

第5条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第4 1 (3) に規定する要件を満たすものとする。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 1 (4) に定めるものであって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

(助成金の交付額)

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1 (5) に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
なお、交付額については助成対象機器の市場価格等に応じ、年度ごとに見直すものとする。

(助成金の交付に係る一般申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象機器を設置した後、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請（以下「一般申請」という。）は、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに行うものとする。

一 P E F C

ア 令和5年3月31日

イ 当該助成対象機器に係る領収書等に記載された領収日（領収書等が複数ある場合にあっては、当該領収書等の各領収日のうち最も遅い日）から6か月を経過した日

二 S O F C

ア 令和6年3月31日

イ 前号イに掲げる日

3 貸与者が一般申請を行う場合にあっては、当該貸与者は、実施事業者（貸与者から助成対象機器の貸与を受け、当該助成対象機器を設置する個人又は法人をいう。以下同じ。）と共同で申請をするものとする。

（助成金の交付に係る事前申請）

第9条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成対象者は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに一般申請をすることが困難であるとして公社が認めた場合に限り、助成対象機器を設置する前であっても、別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができる。

一 P E F C 令和5年3月31日

二 S O F C 令和6年3月31日

2 前項の規定による申請（以下「事前申請」という。）は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期間に行わなければならない。

一 P E F C 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

二 S O F C 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

3 公社は、事前申請があったときはその内容を審査し、その受理を決定した場合にあっては助成金事前申請受理決定書（第6号様式）により、不受理とすることを決定した場合にあっては助成金事前申請不受理決定書（第7号様式）により、当該事前申請をした助成対象者にその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により事前申請の受理の決定に係る通知を受けた助成対象者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 P E F C

ア 令和6年9月30日

イ 当該助成対象機器に係る領収書等に記載された領収日（領収書等が複数ある場合にあっては、当該領収書等の領収日のうち最も遅い日）から6か月を経過した日

二 S O F C

ア 令和7年9月30日

イ 前号イに掲げる日

5 前条第3項の規定は、事前申請及び前項の規定による申請について、準用する。

6 公社は、第3項の規定により事前申請の受理を決定した場合は、当該受理の決定に係る通知をした

助成対象者の申請金額分の予算を確保する。

- 7 公社は、第3項の規定により事前申請の受理を決定した助成対象事業について、助成対象機器を設置する新築の住宅の着工又はしゅん工（助成対象住宅が既存の住宅である場合にあっては、助成対象機器の設置）が合理的な理由なく遅れていると認める場合及び交付要綱に基づく公社の指示等に従わなかった場合にあっては、当該受理の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る助成対象者については、前項の取扱いを受けることができないものとする。
- 8 公社は、前項の規定により事前申請の受理の決定を取り消したときは、当該取消しに係る助成対象に対し、助成金事前申請受理決定書取消通知（第8号様式）により、その旨を通知するものとする。

（住宅供給事業者による交付申請の特例）

- 第10条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者が、次に掲げる要件を満たす住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）である場合は、当該住宅供給事業者は、助成対象機器を設置する前に、次項に定める期日までに、別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うものとする。
- 一 東京都内に、第三者に販売することを目的として、分譲用若しくは賃貸用の集合住宅又は分譲用の戸建住宅（以下「分譲住宅等」という。）を新築し、当該新築する分譲住宅等（以下「新築分譲住宅等」という。）において助成対象機器を自ら設置すること。
 - 二 新築分譲住宅等に設置する助成対象機器に係る領収書等を、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに受領する予定であること。
 - ア P E F C 令和6年9月30日
 - イ S O F C 令和7年9月30日
 - 2 前項の規定による申請（以下「特例申請」という。）の期日は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。
 - 一 P E F C 令和5年3月31日
 - 二 S O F C 令和6年3月31日
 - 3 公社は、特例申請があったときはその内容を審査し、その受理を決定した場合にあっては助成金事前申請（特例申請）受理決定書（第10号様式）により、不受理とすることを決定した場合にあっては助成金事前申請（特例申請）不受理決定書（第11号様式）により、当該特例申請をした住宅供給事業者にその旨を通知するものとする。
 - 4 前項の規定により特例申請の受理の決定に係る通知を受けた住宅供給事業者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。
 - 一 P E F C
 - ア 令和6年9月30日
 - イ 当該助成対象機器に係る領収書等に記載された領収日（領収書等が複数ある場合にあっては、当該領収書等の領収日のうち最も遅い日）から6ヶ月を経過した日
 - 二 S O F C
 - ア 令和7年9月30日
 - イ 前号イに掲げる日

- 5 公社は、第3項の規定により特例申請の受理を決定した場合は、同項の規定により当該受理の決定に係る通知をした住宅供給事業者の申請金額分の予算を確保する。
- 6 公社は、第3項の規定により特例申請の受理を決定した助成対象事業について、助成対象機器を設置する新築分譲住宅等の着工又はしゅん工が合理的な理由なく遅れていると認める場合及び交付要綱に基づく公社の指示等に従わなかった場合にあっては、当該受理の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る住宅供給事業者については、前項の取扱いを受けることができないものとする。
- 7 公社は、前項の規定により特例申請の受理の決定を取り消したときは、当該取消しに係る住宅供給事業者に対し、助成金事前申請書（特例申請）受理決定書取消通知（第12号様式）により、その旨を通知するものとする。

（申請の受理期間、受理の停止等）

- 第11条 公社は、一般申請、事前申請及び特例申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 2 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

（手続代行者）

- 第12条 本助成金の交付の申請（事前申請及び特例申請を含む。次項において同じ。）を行おうとする助成対象者は、当該申請に係る手続の代行を、助成対象機器を販売する者等に対して依頼することができる。
- 2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手續の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、この要綱その他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進されるよう努めなければならない。
 - 3 手續代行者は、第30条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手續を行う際には、手續に関する同意事項及び注意事項について、助成対象者に対して適切に説明し、内容の確認を得た上で実施するものとする。
 - 4 公社は、必要に応じて、手續代行者が行う手續について調査を実施し、手續代行者がこの要綱の規定に従って手續を遂行していないと認めるときは、当該手續代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

（助成金の交付決定及び助成金の交付額の確定）

- 第13条 公社は、第8条第1項、第9条第4項又は第10条第4項の規定による本助成金の交付の申請（以下「本交付申請」という。）を受けたときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付することとする場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。
- 2 公社は、前項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）（第13号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通

知書（第14号様式）により、本交付申請をした助成対象者（以下「助成申請者」という。）に通知するものとする。

（交付の条件）

第14条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により交付決定の通知をする助成申請者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他必要な条件を付すものとする。

- 一 助成対象機器について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
 - 二 助成対象住宅における助成対象機器の設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用に係る情報等について、公社が報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じること。
 - 三 助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人に該当するものは、公社が求めたときは、別に定める方法により、水素エネルギーに関する普及啓発を行い、当該普及啓発について報告すること。
 - 四 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
 - 五 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、被交付者は、手続代行者をして、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。
 - 六 集合住宅に助成対象機器を設置した場合（助成対象機器が当該集合住宅の各住戸に設置される場合を除く。）にあっては、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
 - 七 この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - 八 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。
 - 九 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項第1号から第5号中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

（申請の撤回）

第15条 助成申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第13条第2項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に、助成金交付申請撤回届出書（第15号様式）を公社に提出し、申請の撤回ができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

- 第16条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 公社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成金の支払)

- 第17条 公社は、第13条第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに当該確定に係る被交付者に対し本助成金を支払うものとする。

(管理、譲渡等の報告等)

- 第18条 被交付者は、助成対象機器について、助成対象機器の設置の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、当該被交付者は、助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置を執らなければならない。
- 2 法定耐用年数の期間に、被交付者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、当該変更が生じた被交付者は、助成対象機器所有者氏名等変更届（第16号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 法定耐用年数の期間に、助成対象機器の譲渡等（次条第1項に規定する住宅供給事業者による販売を除く。）により当該助成対象機器の所有者が変更になった場合は、当該譲渡等をした被交付者及び当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成対象機器所有者変更届（第17号様式）を公社に提出しなければならない。この場合において、被交付者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、変更後所有者に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱の規定中「被交付者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用する。

(住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等)

- 第19条 被交付者が住宅供給事業者である場合において、当該住宅供給事業者が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等（以下「助成新築分譲住宅等」という。）を販売し、助成対象機器の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者（以下「譲受者」という。）に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から30日以内に、助成対象機器所有者変更届（第18号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、被交付者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転するものとし、当該移転後は、当該条件、義務等に係るこの要綱の規定中「被交付者」とあるのは「譲受者」と読み替えて、当該各規定を適用する。
- 3 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、譲受者がこの内容に反することないよう、公社の求めに応

じ、協力しなければならない。

(処分の制限)

第20条 被交付者は、助成事業により取得した助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、第18条第3項に規定する譲渡等及び前条第1項に規定する販売を除く。以下同じ。）をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第19号様式）を、公社に提出するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第32に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 4 被交付者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により被交付者から算出金が納付され、第1項の承認をしたときは、速やかに取得財産等処分承認通知書（第20号様式）により、通知するものとする。
- 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前5項中「公社」とあるのは、「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(交付決定の取消し)

第21条 公社は、被交付者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - 三 この要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該取消しに係る被交付者に通知するものとする。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第22条 公社は、被交付者に対し、前項第1項の交付決定の取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、第7条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。
- 3 被交付者は、第1項又は前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

- 4 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第21号様式）を提出しなければならない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第24条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前5項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第23条 公社は、第21条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第24条 公社は、被交付者に対し、第22条第1項又は第2項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第25条 公社は、被交付者に対し、第22条第1項、第23条第1項又は前条第1項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第26条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、公社が交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の

日から 6 年間保存しておかなければならぬ。

(調査等)

第 27 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、助成事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならず、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第 1 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導、助言等)

第 28 条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報の取扱い)

第 29 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成申請者（事前申請及び特例申請をした助成対象者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、地方公共団体等が行う家庭用燃料電池の設置に係る補助金その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成申請者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。
- 3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成申請者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 30 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の一般申請並びに同条第 3 項の規定に基づく貸与者及び実施事業者の共同申請
- 二 第 9 条第 1 項の規定に基づく本助成金の事前申請、同条第 4 項の規定に基づく本助成金の交付申請並びに同条第 5 項で準用する第 8 条第 3 項の規定に基づく貸与者及び実施事業者の共同申請等
- 三 第 10 条第 1 項の規定に基づく本助成金の特例申請及び同条第 4 項の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 四 第 12 条第 1 項の規定に基づく手続代行者による本助成金の交付の申請（事前申請及び特例申請を含む。）
- 五 第 15 条第 1 項の規定に基づく助成金交付申請の撤回の届出

- 六 第18条第2項の規定に基づく助成対象機器所有者の氏名等変更の届出及び同条第3項の規定に基づく助成対象機器所有者の変更の届出
- 七 第19条第1項の規定に基づく助成対象機器所有者の変更の届出
- 八 第20条第2項の規定に基づく取得財産等処分の承認の申請
- 九 第22条第4項の規定に基づく助成金の返還の報告

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和2年5月13日付都環公地温第348号）

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月14日付3都環公地温第1281号）

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附 則（令和4年3月23日付3都環公地温第2931号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する